

第4期
松戸市障害福祉計画（案）

平成27年度～平成29年度

平成27年3月
松戸市

目 次

第1章 障害福祉計画の概要	P 1
1 これまでの障害者施策の経緯	P 1
2 第4期障害福祉計画策定の趣旨（背景）	P 1
3 計画の位置づけ	P 3
4 計画の理念と目的	P 3
5 計画の方向性	P 4
6 計画の期間	P 4
7 計画にあたっての取り組み	P 5
8 障害者の現状	P 6
第2章 第3期障害福祉計画の実績と課題	P 9
1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業	P 9
2 障害福祉サービス別利用状況	P 10
3 障害福祉サービスの利用実績と課題	P 11
4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題	P 16
5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題	P 20
6 地域自立支援協議会及び障害者関係団体からの意見聴取による課題	P 22
7 課題のまとめ	P 23
第3章 第4期障害福祉計画における成果目標	P 24
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	P 24
2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行	P 24
3 地域生活支援拠点等の整備	P 25
4 福祉施設から一般就労への移行	P 25

第4章	第4期障害福祉計画におけるサービス見込量	・ ・ ・ ・ ・	P 27
1	障害福祉サービスの目標値及びその確保の方策	・ ・ ・ ・ ・	P 27
2	地域生活支援事業の見込量及びその確保の方策	・ ・ ・ ・ ・	P 34
第5章	計画の推進に向けて	・ ・ ・ ・ ・	P 41
1	地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実	・ ・ ・ ・ ・	P 41
2	計画達成状況の点検及び評価	・ ・ ・ ・ ・	P 42
第6章	参考資料（サービス及び事業についての説明）	・ ・ ・ ・ ・	P 43

第1章 障害福祉計画の概要

1 これまでの障害者施策の経緯

平成18年4月、従来、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障害のある人や障害のある子どもの自立した日常生活と社会参加の実現を目指して障害者自立支援法が施行されました。

平成25年4月、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の実現のため、必要な支援を総合的に行うこととされました。

2 第4期障害福祉計画策定の趣旨（背景）

松戸市では、障害のある人もない人も支えあい、共に生きる地域社会の実現を目指し、平成10年に「松戸市障害者計画」を策定しました。この計画では、「～いきいきと安心して暮らせる社会を目指して～」を基本理念とし、様々な施策を展開してきました。

平成18年4月、障害者自立支援法が施行されたことを受け、平成19年3月に「松戸市障害者計画」を改定し、その後、「松戸市障害者計画」の計画期間終了に伴い、平成25年3月に「第2次松戸市障害者計画」を策定しました。

「第2次松戸市障害者計画」では、「ふれあい・認め合い・支えあい」を基本理念とし、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」という将来像を実現するため、「地域・住民」「障害のある人」「行政」が一体となって施策を推進しています。

障害福祉計画は、平成18年度から3年ごとを計画期間とし、第3期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）の計画期間終了に伴い、第4期障害福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、第3期障害福祉計画の成果目標の達成状況及び各年度の実績を踏ま

え、最終年度の平成29年度に向けた障害福祉サービス等の数値目標を設定し、各年度におけるサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保・推進のための取り組みを定めるものです。

障害者施策に係る国の動向（制度・法改正）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
制度・法改正	障害者自立支援法（H18年4月施行）							障害者総合支援法（H25年4月施行）								
									障害者虐待防止法（H24年10月施行）							
												障害者差別解消法（H28年4月施行）				

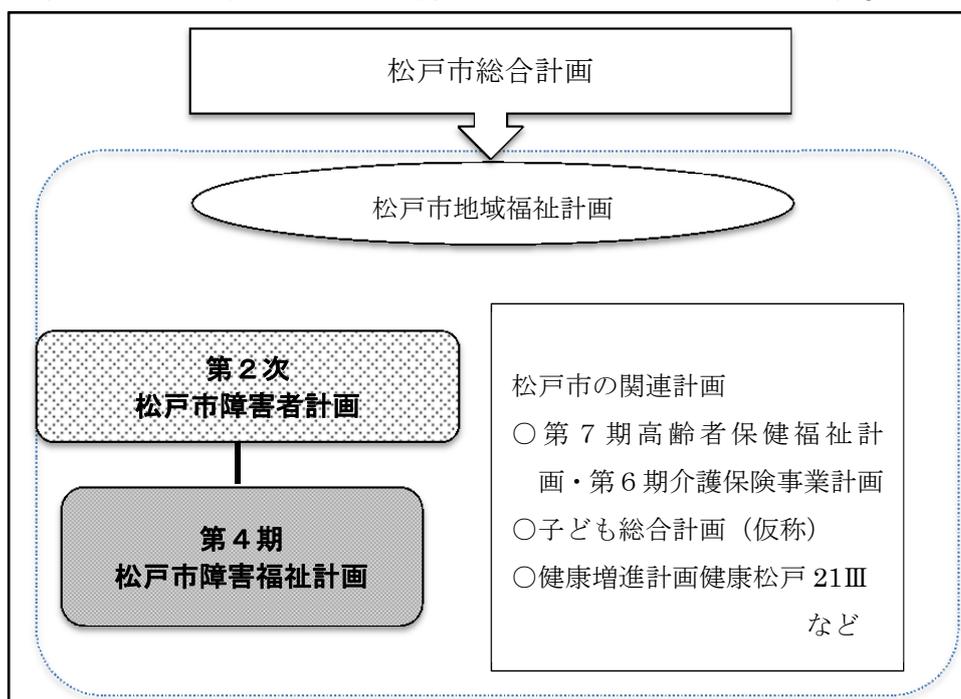
基本指針（障害者総合支援法第87条）見直しのポイント

- 福祉施設から地域生活への移行促進
 - ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行する。
 - ・平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点から4%以上削減する。
- 精神科病院から地域生活への移行促進
 - ・入院後3ヶ月経過時点の退院率を64%以上とする。
 - ・入院後1年経過時点の退院率を91%以上とする。
 - ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少する。
- 地域生活支援拠点の整備
 - ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。
- 福祉から一般就労への移行促進
 - ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍とする。
 - ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加する。
 - ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 障害児支援体制の整備
 - ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。
- 計画相談の充実、研修の充実
- PDCAサイクルの導入
 - ・1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、策定を義務付けられた「市町村障害福祉計画」です。

また、策定にあたっては、国及び千葉県の計画との整合を図りつつ、本計画の上位計画である「第2次松戸市障害者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）（平成25年度～平成32年度）」のほか「いきいき安心プランVまつど（第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画）」「子ども総合計画（仮称）」「健康増進計画健康松戸21」など関連するほかの計画との整合を図るものとしています。



4 計画の理念と目的

本計画の理念は、第2次松戸市障害者計画に掲げる基本理念とします。

【理 念】

「ふれあい・認め合い・支えあい」
— 交流を通して、相互に尊重し、共に生きる —

【目 的】

障害のある人等の自立支援や地域での自立した生活を希望する人に必要な支援を、地域全体で支えられるよう現状と課題を把握し、支援体制の整備を図ることを目的とします。

5 計画の方向性

本計画は、障害者基本法における基本理念及び第2次松戸市障害者計画における基本理念を踏まえ、次の3つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」という考え方のもとに、障害の種別・程度を問わず、障害のある人等が自分の住みたい所に住み、障害福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることを基本に、障害のある人等の自己決定・自己選択の尊重及び意思決定の支援に配慮します。

(2) 身近な実施主体として障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施

障害のある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等であって、18歳以上の者及び障害のある児童とし、サービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 地域生活への移行支援、地域生活の継続支援及び就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立と社会参加を支援する観点から、入所・入院からの地域生活への移行支援、地域生活の継続支援及び就労支援といった課題に対応するため、障害のある人等の生活を支えるためのシステムとして、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

6 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

計画		年度											
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
障害福祉計画	第1期	H18～H20											
	第2期			H21～H23									
	第3期					H24～H26							
	第4期									H27～H29			

7 計画策定にあたっての取り組み

本計画の策定にあたっては、松戸市障害者計画推進協議会及び松戸市地域自立支援協議会に報告し、意見を聴取しました。

また、障害者関係団体から懇談会形式で意見を聴取し、市民参加による計画の策定に努めました。

○松戸市地域自立支援協議会

平成26年8月21日（木）開催

○松戸市障害者計画推進協議会

平成26年10月3日（金）開催

○障害者関係団体からの意見聴取

平成26年9月17日(水)10時～12時 6団体

平成26年9月19日(金)10時～12時 5団体

○パブリックコメント

平成27年2月1日（日）～2月28日（土）

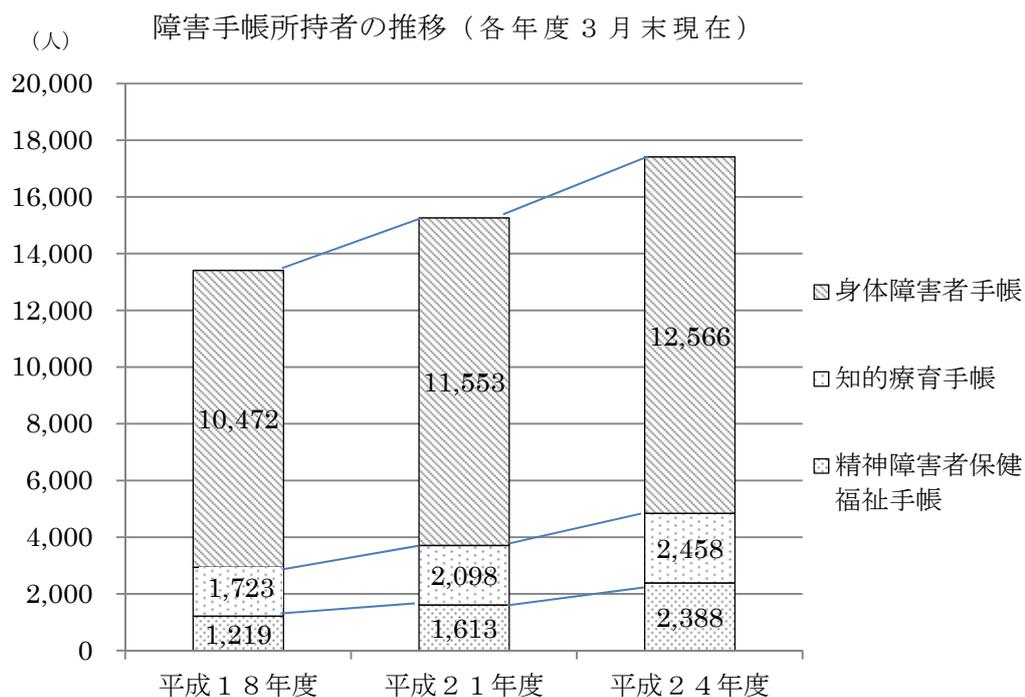
◇意見数 名 件

8 障害者の現状

(1) 障害手帳所持者数の推移

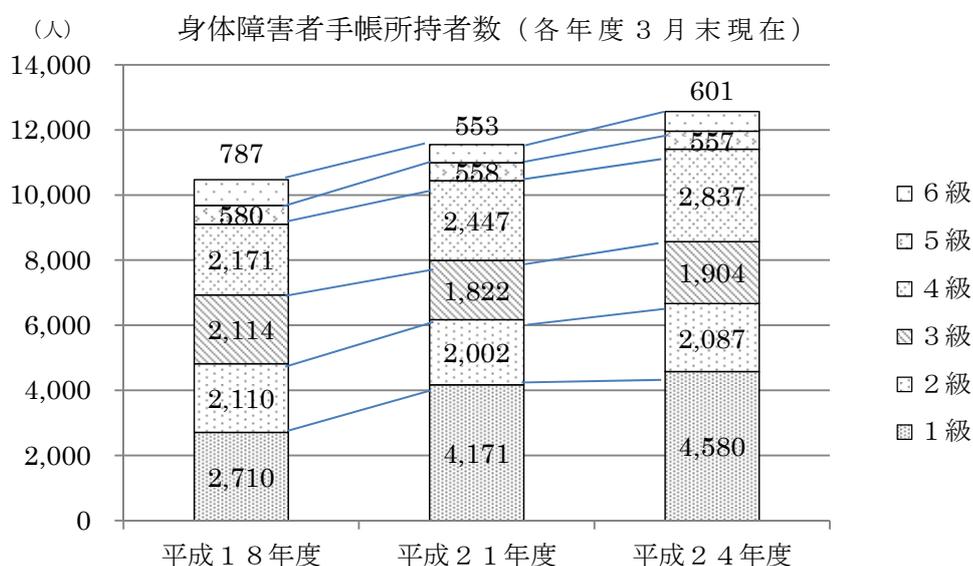
障害別では、身体障害者が最も多く、次いで知的障害者、精神障害者の順になっています。

平成24年度の障害のある人は、3障害を合わせて17,412人で、市の総人口の3.58%となっており、どの障害も増加傾向にあります。



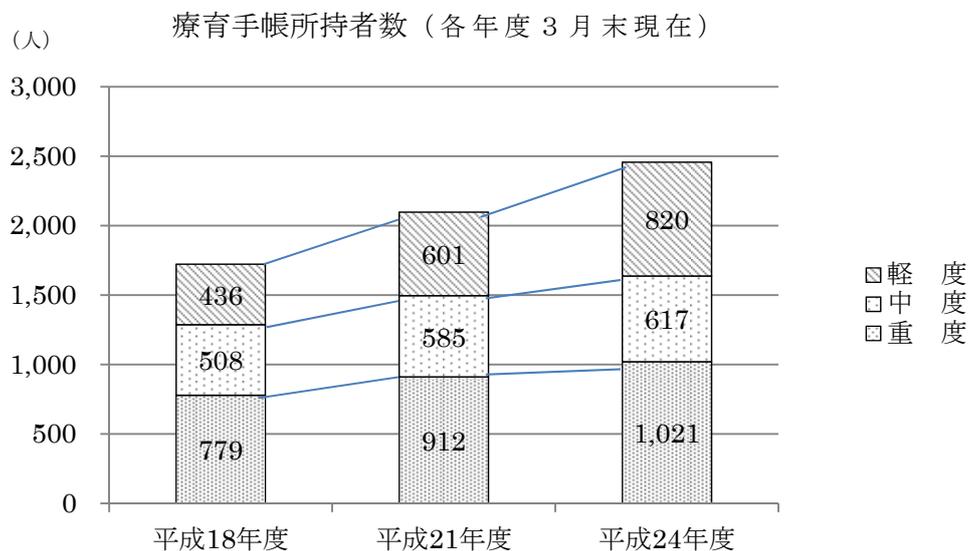
(2) 身体障害者手帳所持者の推移

平成24年度の身体障害者手帳所持者は12,566人となり、級により増減の違いはありますが、全体では増加傾向にあります。



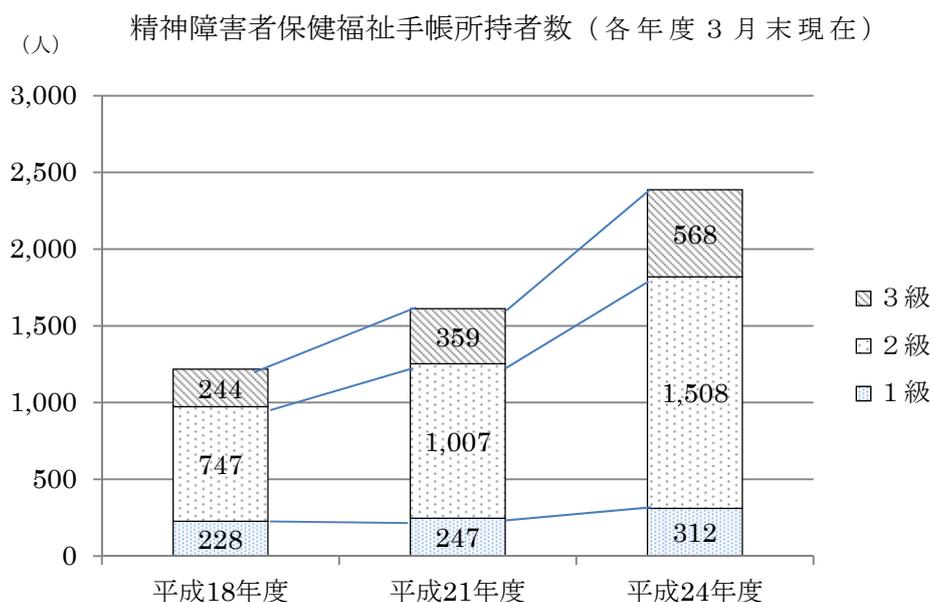
(3) 療育手帳所持者数の推移

平成24年度の療育手帳所持者数は2,458人となっており、軽度・中度・重度のいずれも増加傾向にあります。



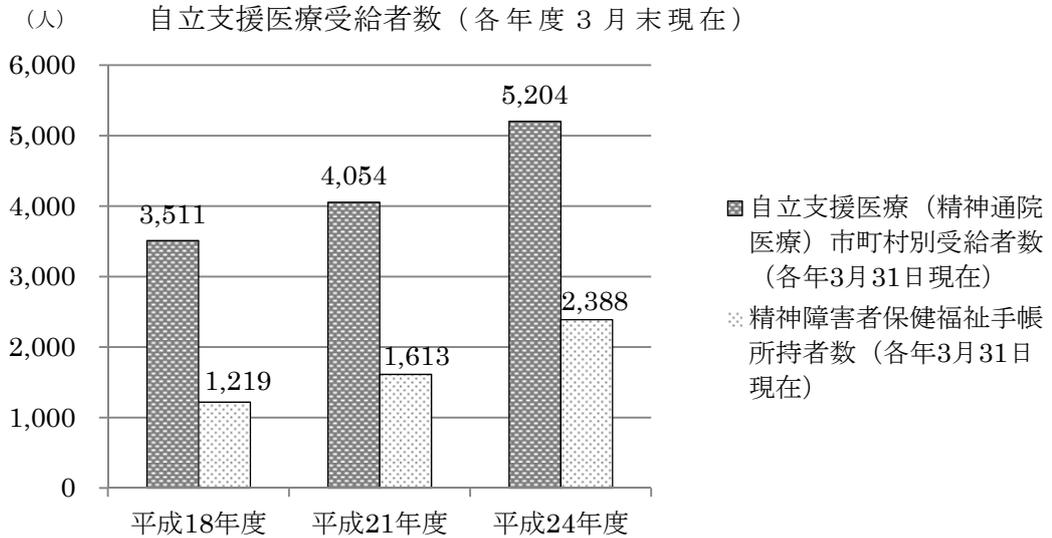
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成24年度の精神障害者手帳所持者数は2,388人となっており、平成21年度に比べて1.5倍に増加しています。



(5) 自立支援医療受給者数の推移

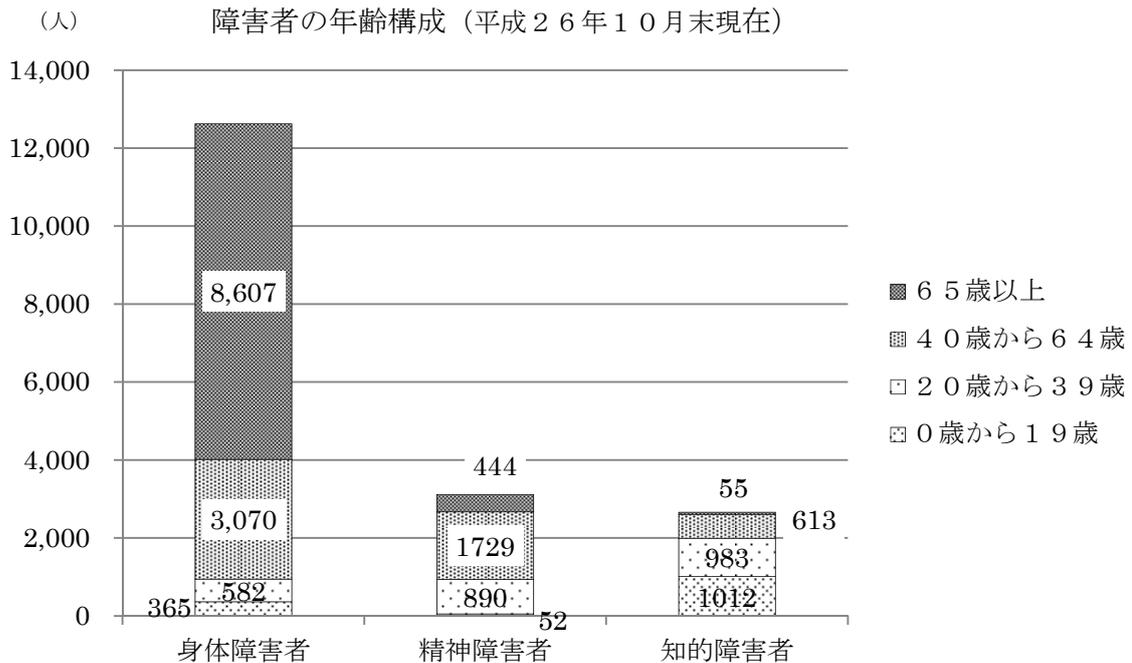
自立支援医療（精神通院医療）を受給する方の約半数が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。



(6) 障害者の年齢構成

身体障害者では、65歳以上の方が最も多く、半数以上を占めています。

精神障害者では、40歳から64歳まで、知的障害者では、0歳から19歳までの年齢層が最も多くなっています。



第2章 第3期障害福祉計画の実績と課題

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業

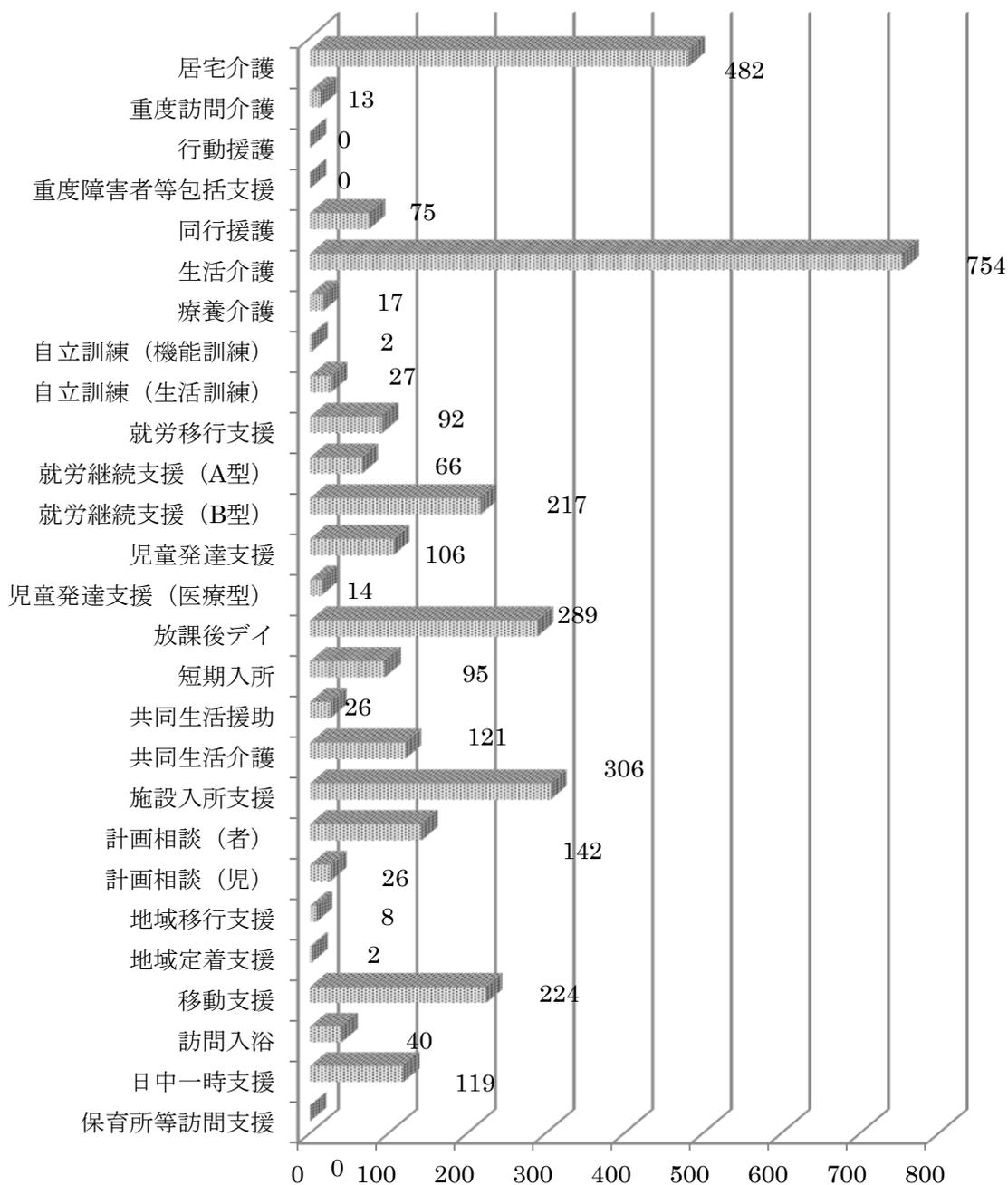
障害福祉サービス、相談支援	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（雇成型）、就労継続支援B型（非雇成型）、児童デイサービス、児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、短期入所
居住系サービス	共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援
相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

地域生活支援事業（必須事業）	
相談支援	障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、成年後見制度利用支援事業、障害者生活支援事業、相談支援機能強化事業、居住サポート事業
コミュニケーション支援	手話通訳者設置事業、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業
日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具
移動支援	
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型

地域生活支援事業（その他の事業）	
市が独自に取り組む事業	福祉ホーム、訪問入浴サービス、更生訓練費給付、知的障害者職親委託、日中一時支援、生活サポート、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修、自動車運転免許取得・改造費助成

2 障害福祉サービス別利用状況（25年度の実績）

障害福祉サービスでは、生活介護の利用が最も多く、次いで居宅介護となっています。行動援護、重度障害者等包括支援の利用はなく、サービス内容の周知や体制の整備が必要と見られます。



※ H25年度の実績

3 障害福祉サービスの利用実績と課題

※第1期は、平成20年10月末、第2期は、平成23年10月末の実績値です。第3期計画実績は、各年度10月末現在での実績値であり、平成26年11月末に集計した値のため、今後変更となる場合があります。

(1) 訪問系サービス

サービス名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
居宅介護	実績	—	—	8,635	9,297	9,899	時間/月
		—	—	446	482	521	実人数/月
重度訪問介護	実績	—	—	1,655	4,164	4,372	時間/月
		—	—	6	13	14	実人数/月
行動援護	実績	—	—	0	0	0	時間/月
		—	—	0	0	0	実人数/月
同行援護	実績	—	—	1,749	1,454	1,527	時間/月
		—	—	82	75	79	実人数/月
重度障害者等包括支援	実績	—	—	0	0	0	時間/月
		—	—	0	0	0	実人数/月
合計	見込量	7,555	9,675	11,290	11,742	12,211	時間/月
	実績	6,449	10,856	12,039	14,915	15,798	
	見込量	333	600	547	570	593	実人数/月
	実績	441	527	534	570	614	

※第2期までは、各サービスの合計のみを算出

[現状の説明]

- 居宅介護、重度訪問介護の実績量は、利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。
- 行動援護、重度障害者等包括支援は、重度の行動障害のある方や重度の肢体不自由の方に対するサービスであり、サービスを提供する事業所がほとんどない状況となっています。

[課題]

- 訪問系サービスは、利用量が増加傾向にあり、今後の需要拡大に向け、ヘルパー等の人材確保が必要となります。
- 重度訪問介護は、重度の肢体不自由の方だけが対象でしたが、平成26年4月からは、知的障害者及び精神障害者にも対象者を拡大したことに伴い、ヘルパーのスキルアップが必要とされています。
- 重度の障害のある人に対するサービス提供体制の整備が必要となります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
生活介護	見込量	8,932	11,572	15,837	16,471	17,129	延人日/月
	実績	3,175	15,228	15,312	17,280	15,456	
	見込量	406	526	913	950	988	実人数/月
	実績	155	878	700	754	749	
療養介護	見込量	152	186	300	360	420	延人日/月
	実績	93	30	—	—	—	
	見込量	5	6	10	12	14	実人数/月
	実績	3	1	15	17	20	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	66	45	40	41	43	延人日/月
	実績	0	38	66	44	33	
	見込量	3	3	2	2	2	実人数/月
	実績	0	2	3	2	2	
自立訓練 (生活訓練)	見込量	132	330	597	621	646	延人日/月
	実績	100	574	419	319	250	
	見込量	6	22	38	40	42	実人数/月
	実績	5	37	23	27	18	
就労移行支援	見込量	264	440	702	730	759	延人日/月
	実績	106	675	1,246	1,623	1,748	
	見込量	12	20	47	49	51	実人数/月
	実績	6	45	69	92	108	
就労継続支援 (A型)	見込量	220	110	216	225	234	延人日/月
	実績	0	208	661	1,262	1,487	
	見込量	10	5	14	14	15	実人数/月
	実績	0	13	35	66	77	
就労継続支援 (B型)	見込量	1,144	3,828	3,414	3,551	3,693	延人日/月
	実績	1,226	3,283	4,455	4,340	4,358	
	見込量	52	174	194	202	210	実人数/月
	実績	65	187	194	217	235	

サービス名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
児童デイサービス	見込量	967	1,686	—	—	—	延人日/月
	実績	1,368	2,145	—	—	—	
	見込量	156	281	—	—	—	実人数/月
	実績	229	280	—	—	—	
児童発達支援	見込量	—	—	—	—	—	延人日/月
	実績	—	—	1,137	1,348	562	
	見込量	—	—	156	164	—	実人数/月
	実績	—	—	77	106	86	
児童発達支援 (医療型)	見込量	—	—	—	—	—	延人日/月
	実績	—	—	161	143	169	
	見込量	—	—	—	—	—	実人数/月
	実績	—	—	13	14	15	
放課後等デイサービス	見込量	—	—	—	—	—	延人日/月
	実績	—	—	3,560	3,066	3,627	
	見込量	—	—	243	270	—	実人数/月
	実績	—	—	272	289	353	
短期入所	見込量	468	1,034	717	745	775	延人日/月
	実績	659	689	1,046	1,084	942	
	見込量	52	94	86	90	93	実人数/月
	実績	75	83	106	95	113	

※単位の「延人日」は、ひと月あたりの延べ利用日数

〔現状の説明〕

- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、見込量を上回る実績となっています。
- 自立訓練は、市内にサービス提供事業所がないため、市外の事業所を利用しています。
- 短期入所は、市内・近隣市に事業所が少なく、遠方の事業所を利用しています。また、入所施設待機者の代替的な利用やロングステイ化等が進んでいるため、利用が難しい状況となっています。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児者の、短期入所は、市内・近隣市に受入可能な事業所がないため、遠方の事業所を利用しています。

〔課題〕

- 特別支援学校の卒業生増加、入所施設から退所する人又は精神科病院から退院する人の増加により、日中活動の場の整備が必要となります。
- 一般就労への移行にあたり、就労後の支援体制の整備が必要となります。
- 短期入所においては、重症心身障害児者も含め、身近な場所の事業所の整備が必要となります。

(3) 居住系サービス

サービス名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	—	—	20	21	21	実人数
	実績	15	70	23	26	164	／月
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	—	—	73	76	79	実人数
	実績	36	19	97	121	※	／月
施設入所支援	見込量	155	233	299	281	264	実人数
	実績	76	318	305	306	291	／月

※平成26年度から、共同生活援助と共同生活介護を統合

〔現状の説明〕

- 共同生活援助の利用者は、増加傾向にありますが、施設入所支援から共同生活援助への移行者が大半であり、在宅生活からの移行者は少ない状況となっています。
- 身体障害者のための共同生活援助の事業所は、市内に1ヶ所しかない状況となっています。
- 施設入所支援の利用者は、見込量より多い人数で推移しています。

〔課題〕

- 入所施設からの退所又は精神科病院からの退院で地域生活への移行を進めるには、共同生活援助の整備が必要となります。
- 共同生活援助の利用者は増加傾向にあるため、施設・世話人の確保及び人材育成が課題となります。
- 共同生活援助の施設開設にあたり、建築基準法及び消防法などの基準を満たすことが求められ、既存の建物の活用が難しくなると考えられます。
- 居住系サービスは、地域住民の理解を得ることも課題となります。

(4) 相談支援事業（個別給付支援事業）

サービス名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
計画相談（者）	実績	—	—	14	142	165	実人数/月
計画相談（児）	実績	—	—	0	14	55	実人数/月
計画相談（合計） ※	見込量	—	—	32	65	130	実人数/月
	実績	—	6	14	156	220	
地域移行支援	見込量	—	—	15	24	30	実人数/月
	実績	—	—	3	8	6	
地域定着支援	見込量	—	—	9	14	18	実人数/月
	実績	—	—	0	2	1	

※平成24年度から、障害者と障害児を区分して集計

【現状の説明】

- サービス等利用計画の作成が少ない状況となっています。
- 相談支援専門員は、事業所内で他の業務と兼務している形態が多く、相談支援専門員としての本来の業務体制が確保されていない状況となっています。

【課題】

- 専任の相談支援専門員の配置及び報酬体系の整備など、適切な事業運営による相談支援体制の確保が必要となります。
- サービス等利用計画は、利用者本人及び家族等が作成する「セルフプラン」を導入しますが、セルフプランから計画相談支援に移行できるような体制の整備が必要となります。

4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題

(1) 相談支援事業

事業名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
障害者相談支援	見込量	2	2	2	2	2	箇所
	実績	2	2	2	2	2	
地域自立支援協議会	見込量	—	有	有	有	有	設置の有無
	実績	—	有	有	有	有	
基幹相談支援センター	見込量	—	無	無	有	有	設置の有無
	実績	—	無	無	有	有	
成年後見制度利用支援	見込量	4	4	24	27	30	人/年
	実績	2	20	16	17	18	
障害者生活支援	見込量	—	—	1	1	1	箇所
	実績	—	1	1	1	1	
相談支援機能強化	見込量	—	—	有	有	有	設置の有無
	実績	—	有	有	有	有	
居住サポート	見込量	—	—	有	有	有	設置の有無
	実績	—	有	有	有	有	

〔現状の説明〕

- 障害者相談支援事業は、健康福社会館の3階に「ふれあい相談室（ほほえみ、おおぞら）」を設置し、障害のある人等の相談に対応しています。
- 地域自立支援協議会の専門部会は、新たに「子ども部会」・「権利擁護部会」を追加して5部会となり、地域の障害福祉に関するシステムづくり及び関係機関によるネットワークの構築等個別の課題について、調査審議を行っています。
- 基幹相談支援センターは、平成25年10月から事業を開始し、相談支援の中心として、他の相談機関のスーパーバイズ的な役割を担っています。
- 「障害者虐待防止センター」は、障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年10月に障害福祉課内に設置し、平成25年8月には総合福社会館に移転し、障害者に対する虐待相談に対応しています。
- 成年後見制度は、NPO法人と連携し、成年後見制度に関する相談・研修・啓発等を行っており、利用者も増加傾向にあります。
- 居住サポートは、地域移行支援とは別に、家族と同居している障害のある人が地域で一人暮らしを始めるための支援を行っており、利用者は、増加傾向にあります。

〔課題〕

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核であり、地域の相談支援事業者等との連携強化が必要となります。
- 基幹相談支援センターの設置数は、国の方針として人口10万人に1ヶ所とされているため、今後、基幹相談支援センターの増設について検討が必要となります。

(2) コミュニケーション支援事業

事業名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
手話通訳者設置	見込量	—	—	2	2	3	人/年
	実績	—	2	2	2	2	
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	見込量	—	—	960	960	960	件/年
	実績	—	956	802	786	825	

〔現状の説明〕

- 手話通訳者は、市役所内に2人を設置し、コミュニケーションに支障がある人の支援を行っています。
- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員は、市に登録し、聴覚障害者からの要請・市の関係する講演会及びイベント等への協力依頼により、派遣を行っています。

〔課題〕

- 手話通訳者設置事業は、見込量に達していないため、今後も聴覚障害者団体等の関係機関と協議が必要となります。
- 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣事業は、見込量を下回っており、派遣事業に関する周知が必要となります。
- 手話通訳・要約筆記の担い手の育成を進めることが必要となります。

(3) 日常生活用具給付等事業

用具名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
介護・訓練支援用具	見込量	38	45	50	55	60	件/年
	実績	30	37	20	29	31	
自立生活支援用具	見込量	115	155	160	160	160	件/年
	実績	125	105	133	110	116	
在宅療養等支援用具	見込量	68	60	65	70	75	件/年
	実績	45	54	64	80	84	
情報・意思疎通支援用具	見込量	128	100	105	110	115	件/年
	実績	85	90	84	94	99	
排泄管理支援用具	見込量	5,153	6,500	7,800	7,900	8,000	件/年
	実績	6,200	7,569	7,405	7,647	5,114	
居宅生活動作補助用具	見込量	5	10	10	10	10	件/年
	実績	5	5	1	1	2	

〔現状の説明〕

- 日常生活用具給付等事業は、重度の障害のある人等に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立の促進を図ることを目的として行っています。
- 身体障害者手帳等の交付時に、日常生活用具の説明をしています。
- 平成26年度から小児慢性特定疾患の児童に対する日常生活用具の給付事業を開始いたしました。

〔課題〕

- 今後は、障害のある人等の地域生活への移行が進むことにより、障害の内容に応じた適切な日常生活用具の給付が必要となります。
- 日常生活用具の性能向上及び新たな品目の給付など、利用者のニーズに応じた対象品目の見直しなどが必要となります。

(4) 移動支援事業

事業名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
移動支援	見込量	2,963	3,030	2,094	2,366	2,673	時間/月
	実績	2,554	2,181	2,397	2,668	3,005	
	見込量	178	202	171	193	218	実人数/月
	実績	176	174	194	224	270	

〔現状の説明〕

- サービス利用の基準を設け、事業の充実に努めています。
- 平成26年度から通学時の移動支援を対象として、サービスを拡大しました。

〔課題〕

- 多様なニーズに対する柔軟なサービス供給体制の整備、事業所及び人材の確保が必要となります。

(5) 地域活動支援センター事業

類型		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
地域活動支援センターⅠ型	見込量	—	—	1	1	1	箇所/年
	実績	—	—	1	1	1	
	見込量	—	—	12	15	18	実人数/年
	実績	—	—	14	25	27	
地位活動支援センターⅡ型	見込量	2	2	1	1	1	箇所/年
	実績	1	1	1	1	1	
	見込量	142	177	345	345	346	実人数/年
	実績	121	331	323	288	303	
地域活動支援センターⅢ型	見込量	8	20	22	22	22	箇所/年
	実績	12	22	21	20	20	
	見込量	104	281	340	345	350	実人数/年
	実績	178	331	289	280	270	

〔現状の説明〕

- 地域活動支援センターⅢ型の事業所が、生活介護又は就労継続支援B型の事業所へ移行するにあたり、相談・支援の対応を行いました。
- 地域活動支援センターⅢ型の事業所のうち、平成24年度、平成25年度に各1箇所が就労継続支援B型の事業所へ移行しました。

〔課題〕

- 地域活動支援センターⅢ型は、活動内容及び支援員の配置等の運営基盤の整備が必要となります。
- 地域活動支援センターⅢ型から就労継続支援B型等への移行について、相談等の支援を行うことが必要となります。

5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題

事業名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
福祉ホーム	見込量	1	1	1	1	1	箇所/年
	実績	1	1	1	1	1	
	見込量	—	8	1	2	3	実人数/月
	実績	—	1	1	1	1	
訪問入浴サービス	見込量	123	210	191	191	191	回/月
	実績	154	180	275	288	260	
	見込量	37	35	35	35	35	実人数/月
	実績	26	33	39	40	36	
更生訓練費給付	見込量	—	10	2	2	2	実人数/月
	実績	—	5	14	20	21	
知的障害者職親委託	見込量	—	5	4	3	3	実人数/月
	実績	—	4	4	2	2	
日中一時支援	見込量	822	2,520	5,471	6,565	7,878	時間/月
	実績	1,752	3,672	—	—	—	
	実績	—	—	352	495	498	延入日/月
	見込量	28	90	126	151	181	実人数/月
	実績	51	76	81	108	119	

事業名		第1期	第2期	第3期計画実績			単位
				24年度	25年度	26年度	
生活サポート	見込量	36	36	3	3	3	時間/月
	実績	0	0	0	0	0	
	見込量	12	2	1	1	1	実人数/月
	実績	0	0	0	0	0	
手話奉仕員養成	見込量	15	30	30	30	30	実人数/月
	実績	19	31	28	35	25	
要約筆記奉仕員養成	見込量	—	20	20	20	20	実人数/月
	実績	6	12	19	8	4	
自動車運転免許取得助成	見込量	12	10	6	6	7	実人数/月
	実績	3	5	3	3	4	
自動車改造費助成	見込量	6	9	7	8	10	実人数/月
	実績	6	6	3	7	8	

※日中一時支援の実績は、県の照会内容に合わせ、時間ではなく延人日に変更しました。

※単位の「延人日」は、ひと月あたりの延べ利用日数

〔現状の説明〕

- 福祉ホームは、市内に1施設ありますが、利用者は見込量を下回っており、施設の受入体制の整備が必要となっています。
- 訪問入浴サービスは、平成24年度からサービス支給決定基準を月10回までと見直しをしたことにより、利用実績は見込量を上回っています。
- 更生訓練費給付事業は、市内に更生訓練を実施している事業所はありませんが、利用実績は見込量を上回っています。
- 知的障害者職親委託は、職親として、当初委託した人から事業を引継ぐ人の確保が難しいため、利用者数が減少傾向にあります。
- 日中一時支援は、利用者の受入先が少なく、利用に結びついていないため、利用実績は見込量を下回っています。
- 生活サポートの利用対象者は、日常生活に支障があって、ホームヘルプサービスが必要な人のうち、介護給付費等認定審査会において非該当と認定された人ですが、現在までに非該当と認定された人はいません。
- 手話奉仕員養成及び要約筆記奉仕員養成は、奉仕員の養成研修を実施しています。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成は、増加傾向にありますが、利用実績は見込量を下回っています。

〔課題〕

- 福祉ホームは、今後、障害のある人が居住の場の1つとして、事業者との調整を図ることが必要となります。
- 訪問入浴サービスは、利用者の実情に合ったサービス提供を継続することが必要となります。
- 更生訓練費給付事業は、市内にサービス提供する事業所がないため、利用者に対し、情報提供を行うことが必要となります。
- 知的障害者職親委託事業は、職親の後継者がいないため、事業の継続について職親に働きかけますが、今後のあり方について検討することが必要となります。
- 日中一時支援は、障害児・者の家族の休息等のため、引き続き基盤の整備に取り組むことが必要となります。
- 生活サポートは、現在は利用実績がありませんが、非該当と認定された人でも安心して生活ができるよう事業を継続します。
- 手話奉仕員養成は、奉仕員の人材育成及びスキルアップのため、事業を継続します。
- 要約筆記奉仕員養成は、奉仕員の人材育成に関し、県の動向を踏まえ、情報提供を行うことが必要となります。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成は、障害のある人の社会参加のための重要な事業であり、事業を継続します。

6 地域自立支援協議会及び障害者関係団体からの意見聴取による課題

松戸市地域自立支援協議会及び障害者関係団体からの意見聴取により、次のような課題が出されました。

- ・障害者施策や利用可能なサービスについての周知が必要である。
- ・ヘルパーが少ない。男性ヘルパーが不足している。
- ・ヘルパー提供時間を拡大してほしい（朝・夕などニーズが多くなる時間帯の利用が難しい）。
- ・各障害を理解しているヘルパーが少ない（教育・育成が難しい）。
- ・人材の確保（養成）・育成が必要である。
- ・中途障害者の日中の活動場所が少ない。
- ・短期入所を長期で利用しているため、本来の緊急やレスパイト機能が果たされていない。肢体不自由児の短期入所先が近隣にない。
- ・グループホーム、ショートステイ事業者、入浴事業者が少ない。
- ・精神障害者の送迎付き生活介護（就労支援）事業者が市内にない。
- ・各障害者就労施設等において、利用者の工賃向上への機運を高めながら、いかにネ

ットワーク化を実現するかが課題である。

- ・移動に関するサービス（同行援護・移動支援・施設送迎など）に制約が多い。土日に利用したいときに利用できる移動支援事業者が少ない。
- ・医療的ケアが必要な児童の児童発達支援や放課後等デイサービスの充実。
- ・障害児支援のネットワーク構築が必要である。
- ・日中一時支援、放課後デイサービスの事業者が少ない。支援の質が不十分である。
- ・日中生活の場、働く場を確保してほしい（就労希望、就労者への支援不十分、立場不安定）。
- ・特別支援学校卒業生の進路を整備してほしい。
- ・相談支援事業者が不足している。
- ・重度の方が対応できる事業所がなく困っている。
- ・家族相談支援事業を充実してほしい。

7 課題のまとめ

(1) 相談支援の充実と啓発

- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センター及び障害者虐待防止センター等の相談窓口等についての啓発及び機能の強化

(2) サービス提供基盤の整備

- 事業者の安定経営と利用者へのより良質なサービス提供基盤を確保
- 専任の相談員の配置や報酬など適切な事業運営による相談支援体制を確保
- サービス等利用計画の対象者の拡大に対応するため、相談支援の提供体制の量的拡大が課題

(3) 人材確保、質の向上

- 居宅介護サービスの利用実績は増加傾向にあり、障害の特性や状況に対応できる質の高い安定したサービス提供ができる人材の確保及びその育成が課題
- 相談支援事業における相談員のケアマネジメント手法の強化と相談支援事業者及び関係機関とのネットワークの構築
- ケアマネジメント手法の活用などによる相談支援専門員の育成

(4) 就労支援・定着支援

- 福祉的就労及び一般就労支援など一連の就労支援体制は進んでいるが、職場定着が課題
- 日中活動及び就労の場の確保、住まい及び生活を支える地域支援の確保、受け入れる地域の理解など一連の支援体制の整備

(5) 障害児支援

- 特別支援学校の卒業生の増加に伴い、進路先である生活介護事業所などの日中活動の場の整備
- 医療的ケアを必要とする児童への支援、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の供給体制の整備

第3章 第4期障害福祉計画における成果目標

国が示した障害福祉計画作成に関する改正内容を踏まえ、第4期障害福祉計画の計画期間（平成27年度～平成29年度）における成果目標を設定し、障害のある人等の自立支援の観点から、新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、その生活を地域全体で支えるシステムを実現するための体制整備を進めます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末の目標値	36人	
項目（目標値）	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者	306人	
目標年度入所者数	294人	平成29年度末時点の入所者数を、平成25年度末時点から4%以上削減する
入所削減見込数	12人 (4%)	
地域生活移行者数	36人 (12%)	平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを目指す

障害のある人等それぞれの状態やニーズに合わせた支援体制、また、障害のある人等の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

そのためには、居住の場としてのグループホーム及び一般住宅等の確保が必要となり、また、日中活動の場も併せて確保しつつ、地域住民の理解や協力を得ながら、地域生活への移行促進に努めます。

2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行にあたっては、地域での生活の場としてグループホーム確保したり、日中活動の場を確保しつつ、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練事業等の連携により、入院中から地域生活への移行を進めます。

また、長期入院精神障害者のうち、半数が65歳以上の高齢者であることから、地域生活へ移行し、退院後の生活を維持・継続するため、介護保険サービスの利用が円滑にできるよう連携を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末の目標値	1箇所
【考え方】 地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する	

国の基本指針によれば、サービス提供体制の整備の一貫として、地域生活支援の拠点等の整備が求められています。

「地域生活拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したもののことをいいます。また、拠点を設けず地域における複数の機関が分担して機能を担うこと（面的な整備）も想定されます。

本市では、今後、障害のある人等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をどう整備していくのか検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度末の目標値	26人
【考え方】 目標値の設定は、平成24年度実績の2倍とすることを基本とする。 ※平成24年度実績 13人	

福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者は、第3期障害福祉計画の目標値である20人を平成25年度末で達成しています。

本市では、行政、ハローワーク、障害者就労・生活支援センター、福祉施設等が連携し、福祉施設の利用者に限定せず、離職者の再チャレンジ等、障害者全体の取組みをしています。

今後も、教育、福祉、ハローワークなどの関係機関及び障害者就労支援施設等とのネットワークの構築を図るとともに、障害のある人等の一人ひとりのニーズに応じた就労支援を行うことができるよう体制整備を図ります。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末の目標値	188人
-------------	------

【考え方】

目標値の設定は、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の6割以上を増加する。

※平成25年度末時点の利用者数 116人

第4期障害福祉計画から、就労移行支援事業の目標値を定めます。

就労を希望する障害のある人等に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の利用者数を188人とすることを目標とします。

(3) 就労移行支援事業所の就労率

平成29年度末の目標値	50%
-------------	-----

【考え方】

就労移行支援事業所のうち、一般就労への移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

第4期障害福祉計画から、就労移行支援事業所を活用して、一般就労に移行される方についての移行率の目標を定めます。

就労移行支援事業所のうち、一般就労への移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが国の基本指針であることを各事業所に示し、より積極的に一般就労への移行に取り組むよう促します。

第4章 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量

1 障害福祉サービスの目標値及びその確保の方策

平成26年度のサービス利用量をベースに、サービスの利用状況及び実績、既存利用者及び新規利用者のニーズ、サービス事業者等の動向及び新体系サービスへの移行状況等を踏まえて推計しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスをいいます。

障害のある人等の居宅等を訪問し、身体介護や家事援助を行ったり、外出支援を行ったりすることにより、地域で生活する障害のある人等の日常生活を支援します。

【実施に関する考え方】

- 居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスは、障害のある人等が地域で自立した生活を送るために必要なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービスの質と量の確保が必要となります。
- 訪問系のサービスは、家族と暮らし続けたいと希望する人又は地域で一人暮らしを希望する人等の多様な暮らし方を保障するため、障害の特性に適切に対応できるサービスの提供が必要となります。
- 今後は、入所施設からの退所又は精神科病院からの退院により、地域生活に移行した場合、訪問系サービスの利用者の増加が見込まれるため、ホームヘルパー等の人材の確保・育成及びサービス提供体制の整備が必要となります。
- 行動援護・重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がない現状から、今後も利用は見込まれないとしましたが、サービス内容の周知や体制の整備を引き続き検討していきます。

サービス名	27年度	28年度	29年度	単位
居宅介護	10,394	10,914	11,459	時間/月
	547	574	603	実人数/月
重度訪問介護	4,591	4,820	5,061	時間/月
	14	15	16	実人数/月

サービス名	27年度	28年度	29年度	単位
行動援護	0	0	0	時間/月
	0	0	0	実人数/月
同行援護	1,603	1,684	1,768	時間/月
	83	87	91	実人数/月
重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
	0	0	0	実人数/月

【見込量確保のための方策等】

- 増加が見込まれる訪問系サービスは、見込量を確保のために必要な人材の確保等に係る体制整備に努めます。
- 居宅介護サービスは、全ての障害のある人等に提供が可能となるよう、県が主催する居宅介護従事者養成研修等への参加を促し、サービスの質の確保に努めます。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援事業は、適切なサービスが運用できるよう利用実態に即した体制整備を検討します。
- 障害のある人等が障害に応じた障害福祉サービスが受けることができるよう、引き続き障害福祉サービスの周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、地域での自立した生活を送るため、通所等により必要な介護や訓練など、日中の生活支援を提供するサービスをいいます。

障害のある人等の自立目的に沿った様々なニーズに対応したサービス提供が必要となります。

障害のある人等の一般就労につながる就労移行支援及び就労継続支援A型（雇用型）などのサービスについては、一連の就労移行システムの構築に配慮しつつ、関係機関との連携を図りながら、サービス事業者の供給体制の整備に努めます。

【実施に関する考え方】

- 生活介護、就労移行支援、就労継続支援の事業は、日中活動系サービスの中心的な事業であり、入所施設から退所する人又は精神科病院からの退院する人に対する日中活動の場の確保が必要となります。
- 特別支援学校の卒業生の増加に伴い、進路先である生活介護事業所等の日中活動の場の体制整備が必要となります。

- 療養介護の利用者は、医療的ケアの必要な方で、増加傾向にあります。重症心身障害児施設や医療機関等でサービスを利用することとなるため、施設の確保が必要となります。
- 自立訓練は、市内に訓練施設がなく、市外の事業所を利用しているのが現状であり、必要に応じて施設を紹介しています。
- 就労移行支援の利用者で一般就労に移行した人の数も伸びているため、一般就労後の定着支援の充実が必要となります。
- 就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センターⅢ型事業所で行われている企業からの受注作業の内容・質・量に差があり、効率的な受注作業の受入体制の整備が必要となります。
- 就労継続支援B型は、工賃向上を図るような取組みをすることが必要となります。
- 通所施設の利用者及び保護者の高齢化により、安全に通所できるような対策が課題となっています。
- 短期入所は、市内及び近隣市の資源が少ないため、身近な場で利用することができるような体制整備が課題となっています。

サービス名	27年度	28年度	29年度	単位
生活介護	19,658	20,641	21,673	延人日/月
	855	897	942	実人数/月
療養介護	19	20	21	実人数/月
自立訓練（機能訓練）	49	51	53	延人日/月
	2	2	2	実人数/月
自立訓練（生活訓練）	352	369	388	延人日/月
	30	31	32	実人数/月
就労移行支援	2,110	2,353	2,597	延人日/月
	120	133	147	実人数/月
就労継続支援（A型）	2,494	2,618	2,749	延人日/月
	131	138	145	実人数/月
就労継続支援（B型）	4,785	5,024	5,275	延人日/月
	239	251	264	実人数/月
短期入所	1,195	1,255	1,318	延人日/月
	105	110	115	実人数/月

※単位の「延人日」は、ひと月あたりの延べ利用日数

【見込量確保のための方策等】

- 生活介護等の日中活動系サービスは、特別支援学校の卒業生、入所施設からの退所した人又は精神科病院から退院した人の日中活動の場を確保するため、ニーズを把握しながら供給体制の整備に努めます。
- 通所施設利用者のうち、公共交通機関の利用者に対する、負担軽減のため、交通費の助成を行います。
- 療養介護は、施設及び医療機関等との連携を深めるとともに、利用施設の情報収集に努め、利用者の状況に応じた対応を進めます。
- 自立訓練は、身近な所でサービスが利用できるよう、新規事業所の参入を促すなど、サービス提供体制の整備を図ります。
- 一般就労に移行した障害のある人等の定着支援は、事業者や関係機関と連携し、支援体制の整備に努めます。
- 就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センターⅢ型事業所で行われている企業からの受注作業は、安定した受注作業となるよう事業者との連携を図り、共同受注の仕組みづくりについて検討を進めます。
- 就労継続支援B型事業所の工賃向上につながるよう事業所に対する支援に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者支援施設での生産品や役務の提供内容を庁内に発信し、発注の拡大を図ります。
- 短期入所は、身近な場で利用することができるよう、新たな成果目標として位置づけられた「地域生活支援拠点」等の整備について検討を進めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の2つのサービスをいいます。

障害のある人等に対し、主に夜間に施設や共同生活を行う住宅で、必要な援助を提供するサービスであり、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

【実施に関する考え方】

- 共同生活援助（グループホーム）は、入所施設から退所した人又は精神科病院から退院した人が地域生活へ移行する受け皿として、また、保護者の高齢化等により在宅での生活が困難となった障害のある人等の居住の場として、共同生活援助への需要が高まっているため、多様なニーズに対応した居住の場の確保が必要となります。
- 障害の内容によっては、共同生活援助（グループホーム）ではなく、公営住宅又は一般住宅での生活を希望することもあり、多様なニーズに対応した居

住の場の確保が必要となります。

- 国の基本指針では、地域生活への移行を進めていくこととされていますが、施設入所支援は、現在の施設入所者及び施設入所待機者に対し、相談支援専門員、施設及び関係機関が連携し、現状の把握をしていくことが必要となります。

サービス名	27年度	28年度	29年度	単位
共同生活援助 (グループホーム)	168	180	192	実人数/月
施設入所支援	300	297	294	実人数/月

【見込量確保のための方策等】

- 共同生活援助（グループホーム）の利用者に対して家賃助成し、利用者負担の軽減に努めます。
- 生活ホームを運営する事業者が共同生活援助（グループホーム）への移行を希望する場合は、移行に関する相談に応じます。
- 施設入所支援は、居住の場として真に施設入所が必要な人に対して適切な対応に努めます。

（４）相談支援事業

相談支援事業とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスをいいます。

計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。

地域移行支援は、施設入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神に障害のある人の地域移行のための相談等、地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障害のある人等が地域生活を継続するための支援を行います。

【実施に関する考え方】

- 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の全ての利用者に「サービス等利用計画」を作成することとなっているが、利用計画を作成する事業者が不足しているため、事業者の確保が必要となります。
- 児童発達及び放課後等デイサービスは、サービスを利用するための障害児支援利用計画の作成する必要があるが、全ての障害のある児童の計画作成には、障害児相談支援事業所のサービス提供体制の確保が課題となります。

○サービス等利用計画は、利用者本人及び家族等が作成する「セルフプラン」の活用も考えられますが、今後、相談支援事業者の整備が進むことにより、セルフプランから計画相談支援に移行することが考えられます。

サービス名	27年度	28年度	29年度	単位
計画相談（者）	128	192	202	実人数／月
計画相談（児）	36	54	57	実人数／月
地域移行支援	9	9	10	実人数／月
地域定着支援	2	2	2	実人数／月

【見込量確保のための方策等】

- サービス等利用計画（者・児）は、ニーズの増大が見込まれるため、指定相談支援事業者の新規参入を促します。
- 相談支援専門員の育成及び相談技術の向上を図るため、千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援及び自立支援協議会との連携を図り、相談支援体制の強化を図ります。
- 様々な相談に対応することができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等との相談支援体制の構築に努めます。

（５）障害児支援事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援事業計画において、障害のある児童の支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、障害のある児童に対する提供体制の確保に関する事項を定めます。

【実施に関する考え方】

- 児童発達支援及び医療型児童発達支援は、障害のある児童が身近なところで療育支援や発達支援を受けるためのサービスであり、障害のある児童一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが必要となります。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児・その家族を対象として、地域支援を実施していくことが必要となります。
- 放課後等デイサービスは、障害のある児童が放課後等、事業所において療育支援等を受けるサービスであり、需要に対応できるだけの事業所の確保が必要となります。

○保育所等訪問支援は、現在、市外の事業所が保育所等の訪問していますが、需要が見込まれるため、体制の整備が必要となります。

サービス名	27年度	28年度	29年度	単位
児童発達支援	1,486	1,560	1,639	時間/月
	117	123	129	実人数/月
医療型児童発達支援	158	166	174	時間/月
	15	16	17	実人数/月
放課後等デイサービス	3,380	3,549	3,727	時間/月
	319	335	351	実人数/月
保育所等訪問支援	2	2	2	箇所

【見込量確保のための方策等】

- 児童発達支援及び医療型児童発達支援は、障害のある児童に必要な療育支援及び福祉サービスが利用することができるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行います。
- 児童発達支援センターが、地域支援を実施する上で、障害・子育て・教育等の関係機関との連携体制を構築し、地域支援の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスは、新たな事業所が増加してきたため、潜在的なニーズは満たされてきていると推測できますが、平成27年度に開校予定の特別支援学校の地域に事業所が参入することにより、利用場所の選択ができるような体制の整備に取り組みます。
- 保育所等訪問支援は、市内の事業所が新規に事業展開を予定しており、今後、保育所等を訪問し、障害のある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援ができるよう、訪問先施設との連携を図ります。

2 地域生活支援事業の見込量及びその確保の方策

地域生活支援事業は、市町村又は都道府県が実施主体となり、障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、地域の特性及び利用者の能力・適正等に応じて、日常生活に欠かせない「必須事業」と市町村又は都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせるサービスを提供します。

(1) 理解促進・研修啓発事業

【実施に関する考え方】

○障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行い、共生社会の実現を図ります。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
理解促進・研修啓発	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量確保のための方策等】

○障害者週間等の機会を通して、地域住民に対する理解促進及び啓発活動に向けたイベントを開催いたします。

(2) 自発的活動支援事業

【実施に関する考え方】

○障害のある人等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
自発的活動支援	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量確保のための方策等】

○障害のある人、その家族及び地域住民等が、地域において自発的に取り組む啓発活動等に対して支援を行います。

(3) 相談支援事業

ライフスタイルの多様化に伴い、様々な障害の特性及び状況に配慮した相談支援を行い、関係機関及び事業者と連携を図ることができるよう、地域自立支援協議会の支援のもと、指定相談支援事業者の体制整備に努めます。

【実施に関する考え方】

- 障害者相談支援事業は、健康福社会館（ふれあい22）の3階に「ふれあい相談室」を設置し、専門職による相談を行っています。
- 基幹相談支援センターは、平成25年10月に総合福社会館に開設し、相談支援の中核となるような役割を担っています。
- 障害者虐待防止センターは、平成24年10月に障害福祉課内に設置し、平成25年8月に総合福社会館に移転し、虐待に関する相談等を行っています。
- 居住サポート事業は、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から地域で一人暮らしを始めるための支援を行います。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
障害者相談支援	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター	1	1	1	箇所
障害者虐待防止センター	1	1	1	箇所
居住サポート	1	1	1	箇所

【見込量確保のための方策等】

- 基幹相談支援センターの設置数は、国の方針として人口10万人に1ヶ所とされていることもあり、今後、基幹相談支援センターの増設に関し、自立支援協議会や関係機関と検討することが必要となります。
- 自立支援協議会の相談支援部会が中心となり、困難事例検討会を実施し、相談支援事業者間の連携を図ります。
- 障害者虐待防止センターは、虐待に関する通報の受理、相談、支援を行う機関として充実を図ります。
- 障害者虐待防止をテーマとした、一般市民及び施設従事者等に対する研修会等を実施し、虐待防止のための啓発活動に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

【実施に関する考え方】

- 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業の利用支援を行い、知的障害又は精神障害のある人の権利擁護を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業は、障害者相談支援事業を実施している健康福祉会館の「ふれあい相談室」及び障害者虐待防止センター等との連携が必要となります。
- 障害者総合支援法の改正により、法人後見支援事業が必須事業となり、市として市民後見人養成事業をNPO法人に委託して実施し、今後の体制整備を進めることが必要となります。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
成年後見制度利用支援	19	20	21	箇所
成年後見制度法人後見支援	2	2	2	箇所

【見込量確保のための方策等】

- 成年後見制度に関する相談をNPO法人に委託して実施します。
- 健康福祉会館「ふれあい相談室」及び障害者虐待防止センター等の関係機関と連携し、支援が必要な人への適切な利用へつなぎます。
- 市民後見人として養成した人に対するフォローアップ研修等を行い、法人後見事業の体制整備を図ります。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

【実施に関する考え方】

- 市役所内に2人の手話通訳者を設置し、聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。
- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員は、市に登録し、聴覚障害者からの要請、市の関係する講演会及びイベント等への協力依頼により、派遣を行います。
- 手話通訳者の人材を確保するため、養成研修事業を継続して実施します。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
手話通訳者設置	3	3	3	人
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	870	920	960	件
手話奉仕員養成	30	30	30	実人数/年

【見込量確保のための方策等】

- 手話通訳者は、市役所内に継続して設置します。
- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業は、継続して実施します。
- 手話奉仕員養成研修は、前期研修及び後期研修を2年間にわたり実施し、人材の確保及び技術の向上を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活が円滑に行われるよう事業内容の周知に努めます。

【実施に関する考え方】

- 対象品目に該当しない日常生活用具の要望もあり、対象品目の見直しを求められています。

用具名	27年度	28年度	29年度	単位
介護・訓練支援用具	33	35	37	件/年
自立生活支援用具	123	130	137	件/年
在宅療養等支援用具	89	94	99	件/年
情報・意思疎通支援用具	104	110	116	件/年
排泄管理支援用具	8,431	8,852	9,295	件/年
居宅生活動作補助用具	3	4	5	件/年

【見込量確保のための方策等】

- 進化する日常生活用具の情報及び利用者からの要望を踏まえ、日常生活用具の品目及び対象者等の見直しを行うなど事業の充実を図ります。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会参加及び余暇活動等における移動を支援します。

平成26年度から、通学時の移動支援を対象とし、サービスの拡大を図ったことにより、サービス利用の基準を設け、利用者及び事業者ともにサービスを利用しやすくなるよう、事業の充実に努めます。

【実施に関する考え方】

○移動支援事業は、地域での自立した生活を送るために必要なサービスであり、増加傾向が予想されます。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
移動支援	247	259	272	時間/月
	2,941	3,089	3,243	実人数/月

【見込量確保のための方策等】

○サービスの利用内容及び支給量の実態を把握し、利用の適正化に努めます。
○今後の需要の増加及び一人当たりの支給量の増加を踏まえ、サービス提供に必要な人材等を確保し、安定したサービス供給の確保に努めます。

(8) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型は、精神保健福祉士等を配置し、地域の障害のある人の日中活動の場として、市内1箇所設置されている。

健康福祉会館の「障害者福祉センター」は、地域活動支援センターⅡ型として、地域の障害のある人の日中の活動の場を提供しています。

また、市内の小規模作業所等は、地域活動支援センターⅢ型に移行しています。

【実施に関する考え方】

○障害のある人等に対する創作的活動及び生産活動の機会を提供するなど日中活動の場として位置づけられています。

類型	27年度	28年度	29年度	単位
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	箇所／年
	29	31	33	実人数／月
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所／年
	319	335	352	実人数／月
地域活動支援センターⅢ型	19	18	17	箇所／年
	260	250	240	実人数／月

【見込量確保のための方策等】

- 地域活動支援センターの事業運営の安定化を図るため、引き続き支援します。
- 地域活動支援センターⅢ型の事業所が、生活介護又は就労継続支援B型の事業所へ移行することも考えられ、新たな事業展開及び運営基盤の強化に対して支援します。

(9) その他の事業(市が独自に取り組む事業)

【実施に関する考え方】

- 福祉ホームは、障害のある人等の地域移行に向け、居住の場としての役割は、グループホームとともに重要であると考えています。
- 訪問入浴サービスは、重度の身体障害のある人の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るために実施します。
- 更生訓練費給付は、施設で更生訓練を受ける障害のある人に対して更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
- 知的障害者職親委託は、市長が認めた事業経営者（職親）に委託し、生活指導・技能訓練等を行い、知的障害のある人の雇用の促進と職場における定着を高め、自立更生を図ります。
- 日中一時支援は、障害児・者の家族の休息等のため、事業の実施に努めます。
- 生活サポートは、日常生活に支障があつてホームヘルプサービスが必要な人のうち、介護給付費等認定審査会において非該当と認定された人が利用対象となる制度であり、ホームヘルパーを居宅に派遣し、必要な支援を行います。
- 自動車運転免許取得助成は、身体に障害のある人の就労機会及び社会参加の拡大のために運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。また、自動車改造費助成は、自動車の改造に要した経費の一部を助成します。

事業名	27年度	28年度	29年度	単位
福祉ホーム	1	1	1	箇所／年
	3	3	3	実人数／月
訪問入浴サービス	373	391	411	回／月
	62	65	68	実人数／月
更生訓練費給付	22	23	24	実人数／月
知的障害者職親委託	2	2	2	実人数／月
日中一時支援	7,237	7,599	7,979	時間／月
	482	506	531	実人数／月
生活サポート	3	3	3	時間／月
	1	1	1	実人数／月
自動車運転免許取得助成	30	30	30	実人数／年
自動車改造費助成	20	20	20	実人数／年

【見込量確保のための方策等】

- 福祉ホームは、今後のあり方等について事業者と調整を図り、安定した事業の継続に努めます。
- 訪問入浴サービスは、利用者及びその家族の実態に応じたサービス提供ができるよう事業を進めます。
- 更生訓練費給付は、更生訓練が必要な障害のある人に対して、事業所を紹介し訓練に必要な経費の一部を給付します。
- 知的障害者職親委託は、事業の後継者等の問題もあり、今後のあり方等について職親と協議します。
- 日中一時支援は、事業のあり方について関係機関と協議し、事業の継続に努めます。
- 生活サポートは、障害のある人等が地域で安心して生活ができるよう事業を継続します。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成について、障害のある人等が生活活動の拡大と移動の利便性を高め、就労機会及び社会参加の拡大のために経費の一部を助成します。

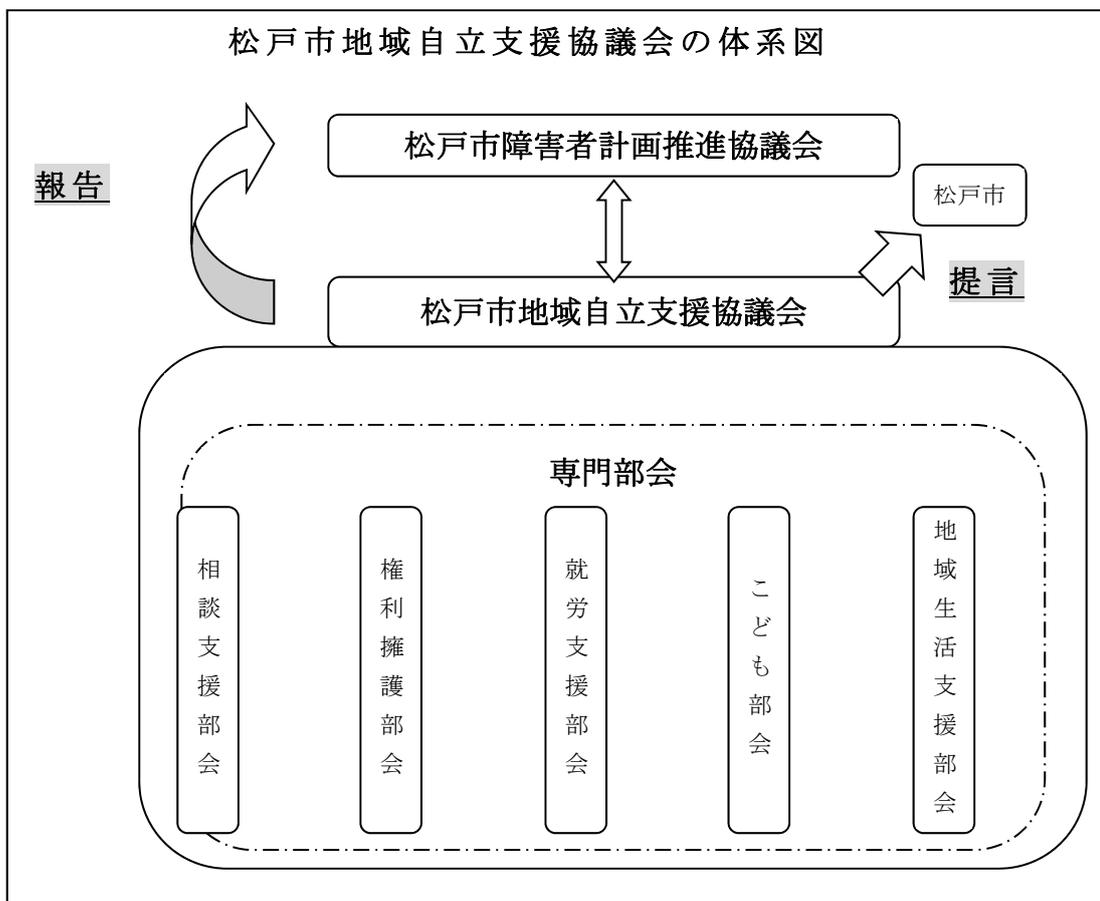
第5章 計画の推進に向けて

1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

松戸市地域自立支援協議会は、相談支援をはじめとする障害福祉サービスのシステム創りに中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、平成20年度に相談支援、就労支援、障害福祉サービス、保健医療、教育雇用、当事者関係など障害福祉に精通する関係者を構成員として設置しました。

平成21年度に就労支援部会、平成25年度にこども部会、平成26年度に権利擁護部会を設置するなど専門部会を立ち上げ、相談支援体制の整備や精神障害のある人の地域生活支援に向けたシステムづくりなどの取組みを行うなど、障害のある人等の地域生活支援体制づくりの原動力となっています。

本計画の推進にあたり、地域自立支援協議会と連携し、官民協働による障害者支援体制の構築を図っていきます。



2 計画達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、定期的に、計画に定める事項について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする（PDCAサイクル）とされています。

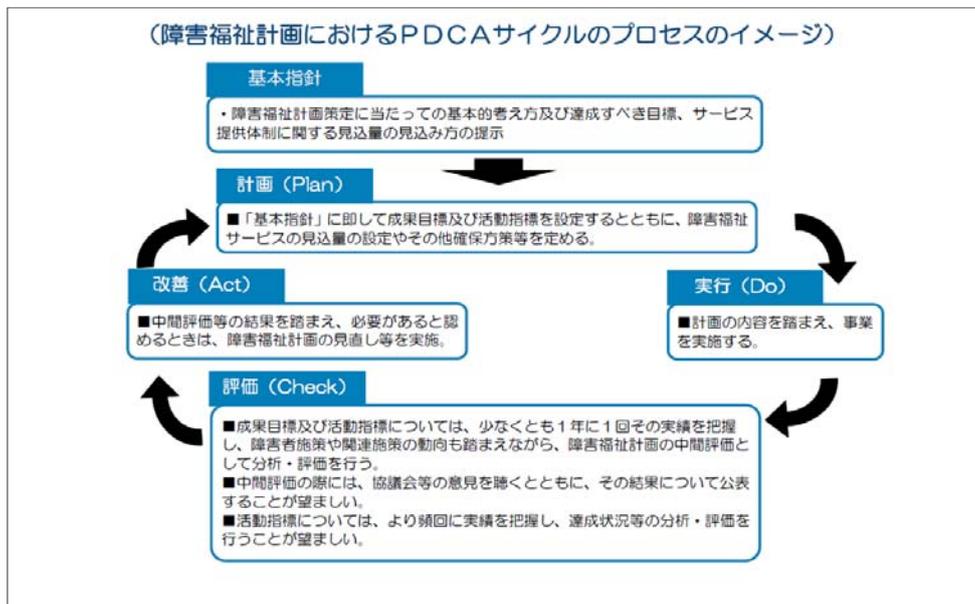
本計画におけるPDCAサイクルとしては、計画の目的に即して定めた達成目標（P24「第3章 第4期障害福祉計画における成果目標」）及び各サービスの見込量（P27「第4章 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量」）について、年度ごとに達成状況を点検します。

また、障害者団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者等で構成される「松戸市障害者計画推進協議会（障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会）」に対し本計画の進捗状況等の報告を行い、計画の意見を求め、計画の推進に努めます。

さらに、障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、今後の計画に反映させるために、アンケート調査等の実施を検討します。

PDCAサイクルとは

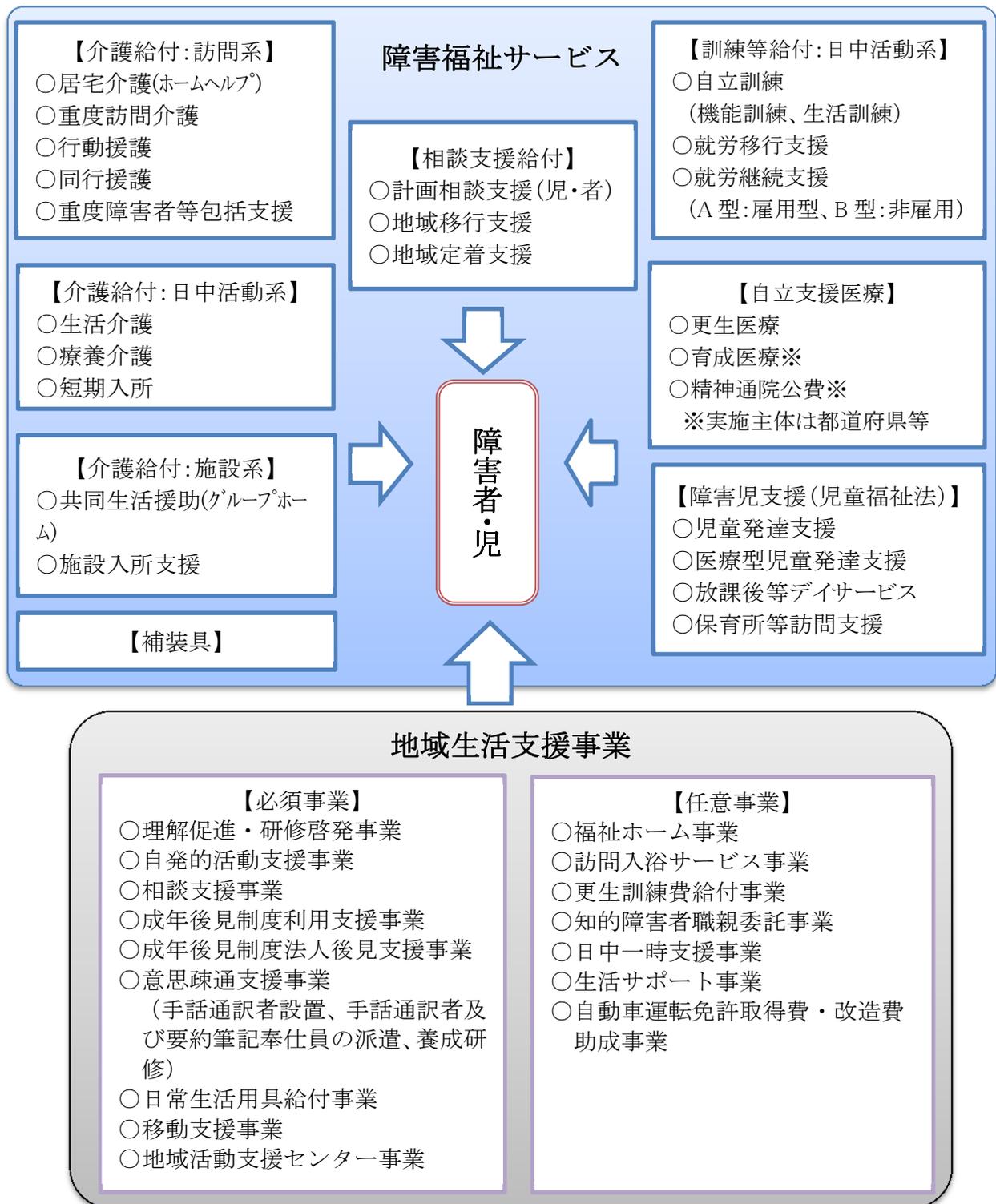
- 「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



※障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアルより引用

第6章 参考資料（サービス及び事業についての説明）

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業（イメージ図）



2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅において入浴、排泄、食事や家事の援助・介助を行います。
重度訪問介護	居宅において重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事の介助・外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
同行援護	移動支援（外出時の介護を含む）及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
重度障害者等包括支援	常時看護を必要とし、その介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護等の支援が必要な人に、昼間、施設等で食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を行います。
療養介護	病院等において医学的管理の下、常時介護を必要とする人に、食事や入浴、排泄等の介護や相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援等の必要な介護や訓練を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持向上等のため、理学療法・作業療法によるリハビリテーションやコミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援等、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	一般就労を希望し、就労するための知識及び能力の向上や企業等とのマッチング（実習や職場探し等）を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる65歳未満の人を、サービス期間（標準的な利用期間24ヶ月）を限定して必要な訓練や指導を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人に、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行います。
就労継続支援（B型）	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人に、雇用契約を締結しない就労や生活活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図る等を行います。
短期入所	居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援の提供を行います。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対し、共同生活を行う住居で、主に夜間に相談や食事提供等の支援、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設入所者に対し、夜間に入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を障害者支援施設で行います。

(4) 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
計画相談 (児)	障害者の利用するサービスの内容等をまとめた「サービス等利用計画」の作成を行い、定期的に見直しを行います。
計画相談 (者)	
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人等に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活している障害のある人に対し、常時連絡体制を確保し相談・急時支援を行います。

(5) 障害児支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障害がある児童に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害の専門職員が保育所、幼稚園、小学校等の他、児童が集団生活を営む施設として市町村が認めた施設を訪問し、障害のある児童が集団生活に溶け込めるように支援を行います。

3 地域生活支援事業

(1) 理解促進・研修啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進・研修啓発	障害のある人等が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行い、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
自発的活動支援	障害のある人等が日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業の概要
障害者相談支援	障害のある人等や家族、介護を行う人等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するとともに、人材育成等地域における相談の中核的な役割を担います。
障害者虐待防止センター	障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援等の相談を行っています。
居住サポート	地域での生活を希望する退院（退所）可能な障害のある人等に賃貸住宅等の入居に必要な諸手続きに係る支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援	権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要な知的障害のある人、精神障害のある人に対して、後見等の申立ての支援を行います。
成年後見制度法人後見支援	後見制度を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見制度の支援を行います。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話通訳者設置	市役所内に手話通訳者を設置し、聴覚等に障害のある人のコミュニケーションを支援します。
手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣	聴覚、言語、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳・要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。
手話奉仕員養成	手話奉仕員の養成研修を実施し、また研修の充実を図り、育成に努めます。

(6) 日常生活用具給付事業

用具名	用具の概要
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等の障害のある人等の身体介護を支援するための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器、移動・移乗支援用具等で、障害のある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養等を支援するための用具

用具名	用具の概要
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、通信、情報受信装置、ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字文書読み上げ装置等の、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ等の障害のある人等の排泄管理を支援するための衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活の環境整備を図るため、住宅の床の段差解消や手すりの設置等をするための改修費用

(7) 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加における外出等のための移動を個別に支援します。

(8) 地域活動支援センター事業

障害のある人等に、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供等基礎的な事業を行うとともに施設の類型に応じて各種の訓練等を行います。

類型	事業の概要
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人等に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が、地域における障害のある人等のために通所による援護事業を実施します。

(9) その他の事業《市が独自に取り組む事業》

事業名	事業の概要
福祉ホーム	低額な料金で居室その他日常生活に必要な便宜を供与し、地域生活を支援します。
訪問入浴サービス	居宅で入浴が困難な寝たきりの身体に障害のある人に対し、訪問して入浴サービスの提供を行います。
更生訓練費給付	自立訓練、就労移行支援を利用している人、身体障害者更生援護施設に入所し訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託	市長が認めた事業経営者（職親）に一定期間委託し、生活指導、技能習得訓練等を行います。
日中一時支援	日中の活動の場の確保とともに、家族の就労支援、一時的な休息を図ります。
生活サポート	介護給付支給決定に至らないが支援の必要な障害のある人等に、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、支援を行います。

事業名	事業の概要
自動車運転免許取得助成	就労の機会拡大や社会参加のために自動車運転免許取得に要した経費の一部を助成します。
自動車改造費助成	自立した生活をするために、自動車を改造する場合の経費の一部を助成します。